

熱海市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和5年度に実施した財政援助団体等監査の結果に対する措置状況報告書を熱海市長から受けたので、別紙のとおり公表する。

令和6年3月29日

熱海市監査委員 山 田 義 廣  
熱海市監査委員 越 村 修

# 令和5年度 財政援助団体等監査における指摘事項措置状況報告書

【団体名：STI 熱海海浜公園グループ】

指 摘 事 項	
<p>(1) 指定管理者：STI 熱海海浜公園グループに関する事項 適正な会計処理について</p> <p>令和4年度の事業報告書の収支実績において、支出にかかる人件費については、指定管理者の本社職員応援勤務分（3,799,966円）が令和5年3月に一括計上されており、同様に備品購入費（177,270円）についても3月に一括計上されていた。</p> <p>基本協定書第25条では、年間事業報告とは別に、月次事業報告を求めていることから、発生主義に基づいた適切な報告により施設の管理状況を明瞭にされたい。</p> <p>なお、人件費の本社職員応援勤務分の確認については、勤務実態を明確に示す資料の提出がなく不明瞭であった。また、当該経費については、監査時点で指定管理業務にかかる会計からの支払い実績がないにもかかわらず、収支報告されていた。本来であれば、会計年度内に指定管理業務の会計から支払いを完了し、収支実績に計上されるべきものである。当案件に際しては、早急に収支実績に基づく会計処理に是正され、今後は、適正な会計処理となるよう特に留意していただきたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
<p>部：観光建設部 課名：公園緑地課</p>	<p>○指摘事項にあげられた本社職員応援勤務分の人件費及び備品購入費が3月に一括計上されていたことについて、今後は、発生主義に基づいた疑義のない適正な収支実績の報告を行うよう指導した。</p> <p>○本社職員応援勤務分の人件費について、勤務実態を明確に示す資料が確認できなかったことから、今後も応援勤務を行う際は、本社に対し勤務実績及び人件費相当分を明確にした請求及び実績表を求めたうえで収支実績に計上し、疑義のない会計処理を行うよう指導した。</p> <p>○監査時点で指定管理業務の会計から支払い実績のないにも関わらず収支報告された費用については、早急に収支実績に基づく会計処理を行うよう指導し、是正されたことを証憑類で確認した。今後は適正な会計処理を行うよう、改めて指導した。</p>